

助成金不交付決定処分取消請求事件について

事案の概要

本件は、映画製作会社である上告人が、独立行政法人である被上告人の理事長に対し、「宮本から君へ」と題する劇映画（本件映画）の製作活動につき、助成金（本件助成金）の交付の申請をしたところ（注1）、本件映画には薬物犯罪の有罪判決が確定した者（本件出演者）が出演しているので本件助成金を交付することは公益性の観点から適当でないとして、これを交付しない旨の決定（本件処分）を受けたため（注2）、被上告人を相手に、本件処分の取消しを求める事案である。

（注1）被上告人は、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とし（独立行政法人日本芸術文化振興会法3条）、この目的を達成するため、一定の公演、展示等の活動等に対し資金の支給等の業務を行うものとされており（同法14条1項）、この業務として、要綱（本件要綱）を定めて本件助成金を交付している。本件要綱によれば、本件助成金の交付を希望する者は、まず交付の要望をし、外部の専門家で構成される委員会（基金運営委員会）によって採択され、交付内定を受けた場合に、交付の申請をすることになる。上告人は、本件映画の製作活動について、交付内定を受けていた。

（注2）独立行政法人日本芸術文化振興会法14条1項1号により被上告人が支給する資金については、同法17条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるため、本件処分は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たることになる。

原判決及び争点

◇ 1審判決は、交付内定の審査における芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の仕組みを踏まえてもなお本件助成金を交付しないことを相当とする合理的理由があるとはいえず、本件処分は裁量権を逸脱濫用した違法なものであるとして、上告人の請求を認容したのに対し、原判決は、本件出演者が主要な出演者として位置付けられていること等に照らし、本件映画に係る本件助成金を交付することにより、国が薬物の使用について寛容であるといったメッセージを発したと観客等に受け取られるおそれがあると評価したとしても、そのような評価が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているとはいえないなどとして、上告人の請求を棄却した。

◇ 本件における争点は、本件処分に係る理事長の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとイえるか否かである。